

平成25年度 特別地域加算利用者負担額軽減等 事務事業 評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	市民福祉部 高齢・介護福祉課		担当者	上 藺 哲也		
根拠法令等	市民福祉部補助金等交付要綱及び特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金交付要領並びに甌島地域訪問介護利用促進事業補助金交付要領					
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業		<input type="checkbox"/> 建設・整備事業	<input type="checkbox"/> 施設管理	<input type="checkbox"/> 内部管理	
政策	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり		施策	高齢者福祉の充実		
			小施策	介護者・要介護者への支援の充実		
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト					
重点施策	高齢者や障害者（児）等を支える福祉のまちづくり					
予算科目等	会計	一般会計				
	款	民生費	項	老人福祉費	目	介護保険対策費
	事項	介護保険対策費		細事項	介護保険対策費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	①甌島地域における介護保険の訪問介護・看護サービス利用者に対して付加される特別地域加算の個人負担分を助成している。 ②甌島地域の居宅介護サービス基盤整備不足を補うために利用者負担の一部を助成する。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	甌島在住の訪問介護・看護サービス提供者				
	手段（市がどのような活動をするか）	①特別地域加算の個人負担分について助成をする。 ②介護サービス個人負担額の4割を助成する。				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	①介護保険サービスの利用者負担の均衡に資するため。 ②既存訪問系サービスの利用促進を図るため。				
	事業開始年度	①平成21年度 ②平成23年度				
			指標名	目標値	目標年度	
活動指標		利用人数	—	—		
成果指標		—	—	—		
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	1,692	1,649	1,700	1,700	1,700
	補助金	1,692	1,649	1,700	1,700	1,700
	特別地域加算	463	449	500	500	500
	利用促進事業	1,229	1,200	1,200	1,200	1,200
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
一般財源	1,692	1,649	1,700	1,700	1,700	
要員配置状況	4.60	4.60	4.60	4.60	4.60	
職員	4.60	4.60	4.60	4.60	4.60	
嘱託員						
臨時職員等						
活動実績・計画 成果指標の推移	958人	929人	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
特筆すべき事項等						

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当ではない (上記選択の理由) ① 甌島地域における介護保険サービスの利用者負担の均衡のため ② 甌島地域における居宅サービス基盤整備不足を補うため
	市が関与すべき妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) 介護給付費実績については、行政しか情報を持ちえないため
効率性	事業費の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) これまでの実績及び高齢化の推移から、今後対象者は増えるものと考えられる
	要員配置の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 事務量は月1日程度であるため
有効性	成果の達成度 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度はかなり高い <input type="checkbox"/> 達成度はやや高い <input type="checkbox"/> 達成度は低い (上記選択の理由) 訪問介護・看護の全ての利用者が対象となるため
	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 余地がかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 余地がある程度ある <input type="checkbox"/> 余地はほとんどない (上記選択の理由) 高齢者数の増加が予想されるため
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 ① 甌島地域における介護保険サービスの利用者負担の均衡のため ② 甌島地域における居宅サービス基盤整備不足を補うため
結果	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 該当なし

外部評価(二次)	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 まとめ(補助金等評価を含む。)
結果	

所管部課名	市民福祉部 高齢・介護福祉課	担当者	上 藺 哲也
事務事業名	特別地域加算利用者負担額軽減等		
根拠法令	市民福祉部補助金等交付要綱及び特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金交付要領		
補助経過年数	5年		
平成25年度 予算額	500千円	国県支出金 千円	その他 千円
			一般財源 500千円
			その他の内容
	指標名	目標値	目標年度
成果指標①	利用人数	—	—
成果指標②	—	—	—
補助対象者	甌島地域に所在し対象サービスを提供する事業所で、特別地域加算利用者負担額軽減事業を実施しようとする介護保険サービス提供事業所とする。		
補助対象経費	本市の介護保険被保険者に対象サービスを提供した際にかかる利用者負担額から、特別地域加算がないとした場合の利用者負担額を控除した額について交付する。ただし、薩摩川内市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱により軽減を受けている場合は、当該軽減相当額も併せて控除した額について交付する。		
補助対象事業・活動の内容	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護 (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護 (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護 (4) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与 (5) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護 (6) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護 (7) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護 (8) 法第8条の2第12項に規定する介護予防福祉用具貸与		
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input checked="" type="checkbox"/> その他	
補助金額又は補助率	特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の額は、利用者から徴しなかった軽減相当額とする。		
補助金額又は補助率の積算方法	本市の介護保険被保険者に対象サービスを提供した際にかかる利用者負担額から、特別地域加算がないとした場合の利用者負担額を控除した額について交付する。ただし、薩摩川内市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱により軽減を受けている場合は、当該軽減相当額も併せて控除した額について交付する。		

項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度			
	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）		
補助を受ける 過去3カ年の事業 （団体）等の 決算状況	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
	市補助金	506,000	100.0%	500,000	100.0%	500,000	100.0%	
			0.0%		0.0%		0.0%	
	(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%	
	計	506,000	100.0%	500,000	100.0%	500,000	100.0%	
支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%	
	人件費		0.0%		0.0%		0.0%	
	その他事務費	505,196	100.0%	462,629	100.0%	448,227	100.0%	
			0.0%		0.0%		0.0%	
			0.0%		0.0%		0.0%	
			0.0%		0.0%		0.0%	
	(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%	
計	505,196	100.0%	462,629	100.0%	448,227	100.0%		
支出計/前年度支出計					91.6%		96.9%	
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金			0.0%		0.0%		0.0%	
交付件数			1		1		1	
成果指標の推移①	988人		958人		929人			
成果指標の推移②	—		—		—			

特記すべき事項等

- ①該当なし
- ②該当なし
- ③該当なし
- ④該当なし
- ⑤該当事業所に研修会等で周知
- ⑥該当なし
- ⑦甌島地域における介護保険サービスの利用者負担の均衡のため必要と思われる。

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域間格差を埋める公益性を持っている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	甌島地域に在住し訪問介護・看護サービス利用者に対しては15%の特別地域加算が付される事となっている。本土と同じサービスを受給するにあたって、地域間格差のハンディを埋める為の補助である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	地域間格差を埋めるため有効な事業である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	サービス費用の1割は本人が事業所へ負担する事となる。その際、特別地域加算額を減額して徴収することで事務の負担軽減につながる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	特別地域加算額15%となっている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	制度改正等が無い限り制度は続く。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	介護保険法に基づき実施されている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金交付が最も妥当な政策手段であると考えられる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	地域間格差是正の為に公費を充てる必要がある。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次) 結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 地域間格差是正のため
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 現行のまま実施する。

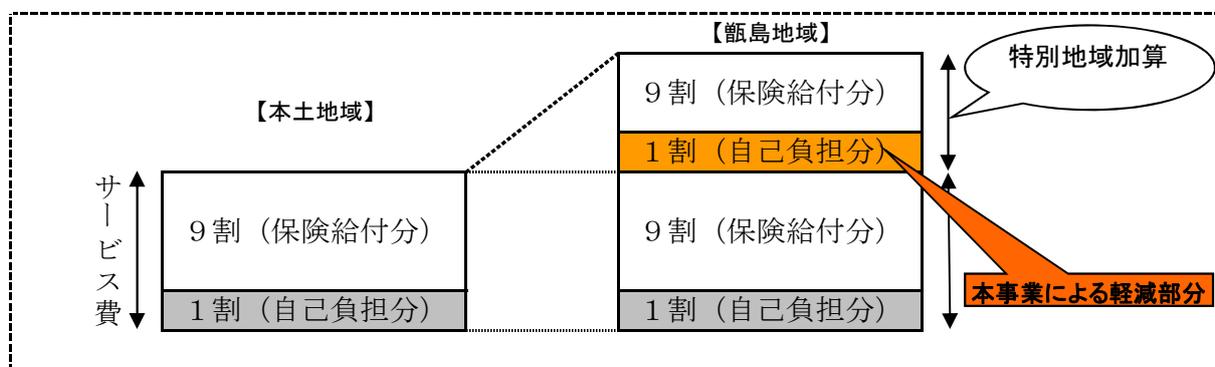
特別地域加算利用者負担額軽減事業について

1. 目的

甌島地域においては、訪問系の居宅（介護予防）サービスについて、特別地域加算（プラス15%等）が行われることから、利用者負担額についても加算相当分が増額されることになる。このため、他の地域の住民との負担の均衡を図り、もって甌島地域における介護サービスの利用促進を図ることを目的とする。

2. 軽減内容

甌島地域に所在する事業所から介護サービスを利用すると、訪問介護、訪問看護は費用の15%、福祉用具貸与は交通費相当額が加算され、その1割が自己負担となることから、この1割分を軽減するものである。



3. 軽減対象者

特別地域加算のついた介護サービス（助成対象サービス）を利用する本市の要介護（要支援）認定者。（生活保護者、給付制限対象者は除く。）

4. 軽減対象サービス

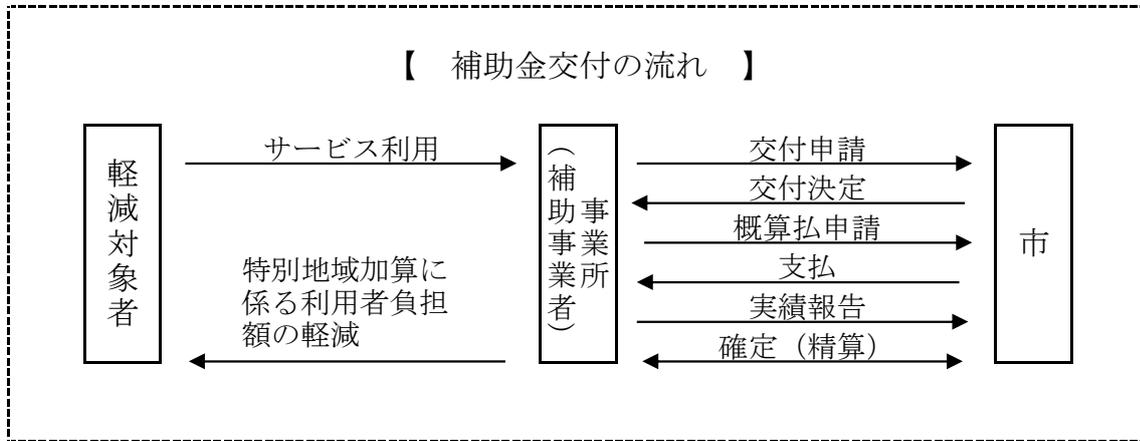
介護保険法に基づき、甌島地域に所在する事業所より提供される訪問介護・訪問看護・福祉用具貸与（いずれも介護予防を含む）サービス。

【軽減対象サービス提供事業所】

サービス種目	事業所名	住所	電話
訪問介護	社会福祉協議会上甌支所訪問介護事業所	里町里1900-2	09969-3-2880
	社会福祉協議会下甌支所訪問介護事業所	下甌町手打955-3	09969-7-0246
	社会福祉協議会鹿島支所訪問介護事業所	鹿島町藺牟田1443-1	09969-4-2450
訪問看護	甌島指定訪問看護ステーション	里町里1900-2	09969-3-2880
福祉用具貸与	サンハウス	上甌町中甌475-2	09969-2-0201

5. 補助金交付の流れ

当該事業の補助金交付対象者は、前述した「軽減対象サービス提供事業所」となる。特別地域加算のついた対象サービスを利用された際、特別地域加算に相当する利用者負担額を利用者から徴収せず、提供事業所がその分を軽減し、その軽減相当額を補助金として交付を受ける流れとなる。



6. 事業開始日

平成21年4月1日とする。(平成21年4月利用分から対象となる。)

特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「離島地域」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された本市の離島振興対策実施地域をいう。

2 この要領において「対象サービス」とは、次の各号に掲げるサービスとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
- (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護
- (4) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与
- (5) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護
- (6) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護
- (7) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護
- (8) 法第8条の2第12項に規定する介護予防福祉用具貸与

3 この要領において「利用者負担額」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定した費用の額（その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。）から、法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費又は法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額を控除した額をいう。

(補助事業等の要件)

第3条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金に係る補助事業等は、離島地域における介護保険サービスの利用者負担の均衡と利用促進に資するものでなければならない。

(補助金の交付対象者)

第4条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の交付対象となる者は、離島地域に所在し対象サービスを提供する事業所で、特別地域加算利用者負担額軽減事業を実施しようとする介護保険サービス提供事業所とする。

(補助金の額)

第5条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の額は、次条に定める額のうち利用者から徴しなかった軽減相当額とする。

(補助対象経費)

第6条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金は、本市の介護保険被保険者に対象サービスを提供した際にかかる利用者負担額から、特別地域加算がないとした場合の利用者負担額を控除した額について交付する。ただし、薩摩川内市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱により軽減を受けている場合は、当該軽減相当額も併せて控除した額について交付する。

(交付の申請)

第7条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

2 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 実施計画書(様式第1号)

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第8条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第3条の要件を満たさない場合

(2) 生活保護の被保護者、介護保険料の滞納による支払方法の変更又は給付額の減額になっている者が対象サービスを利用する場合

(3) 前各号に掲げる場合のほか、当該申請者に特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第9条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 実績報告書(様式第1号)

(2) 実績明細書(様式第2号)

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第10条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 当該補助事業等の利用者に係る利用日数・回数

(2) 当該補助事業等の利用者に係る介護度の推移

(補助事業者等の責務)

第11条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の介護保険事業の推進に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては，平成 23 年度において検討を行い，その結果に基づいて平成 24 年度において所要の措置を講ずるものとする。

所管部課名	市民福祉部 高齢・介護福祉課		担当者	上藺 哲也				
事務事業名	甌島地域訪問介護利用促進事業補助金							
根拠法令	市民福祉部補助金等交付要綱及び甌島地域訪問介護利用促進事業補助金交付要領							
補助経過年数	3年							
平成25年度 予算額	1,200千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	1,200千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	利用人数		-		-			
成果指標②	-		-		-			
補助対象者	甌島地域に所在し対象サービスを提供する事業所で、甌島地域訪問介護利用促進事業を実施しようとする介護保険サービス提供事業所とする。							
補助対象経費	本市の介護保険被保険者に対象サービスを提供した際にかかる利用者負担額から、特別地域加算を控除した後の利用者負担額のうち10分の4について交付する。ただし、薩摩川内市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱により軽減を受けている場合は、当該軽減相当額も併せて控除した額について交付する。							
補助対象事業・活動の内容	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護 (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護 (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護 (4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション (5) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護 (6) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護 (7) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護 (8) 法第8条の2第5項に規定する介護予防訪問リハビリテーション							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の額は、次条に定める額のうち利用者から徴しなかった軽減相当額とする。							
補助金額又は補助率の積算方法	本市の介護保険被保険者に対象サービスを提供した際にかかる利用者負担額から、特別地域加算を控除した後の利用者負担額のうち10分の4について交付する。ただし、薩摩川内市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱により軽減を受けている場合は、当該軽減相当額も併せて控除した額について交付する。							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0	#DIV/0!	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		#DIV/0!		0.0%		0.0%
		事業収入		#DIV/0!		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		#DIV/0!		0.0%		0.0%
		市補助金		#DIV/0!	1,229,084	100.0%	1,199,982	100.0%
				#DIV/0!		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		#DIV/0!		0.0%		0.0%
	計	0	#DIV/0!	1,229,084	100.0%	1,199,982	100.0%	
	支出	事業費		#DIV/0!		0.0%		0.0%
		人件費		#DIV/0!		0.0%		0.0%
		その他事務費		#DIV/0!	1,229,084	100.0%	1,199,982	100.0%
				#DIV/0!		0.0%		0.0%
				#DIV/0!		0.0%		0.0%
			#DIV/0!		0.0%		0.0%	
(翌年度繰越金)			#DIV/0!		0.0%		0.0%	
計	0	#DIV/0!	1,229,084	100.0%	1,199,982	100.0%		
支出計/前年度支出計					97.6%			
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金			0.0%		0.0%			
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	988		958		929			
成果指標の推移②	-		-		-			
特記すべき事項等	①該当なし ②該当なし ③該当なし ④該当なし ⑤該当事業所に研修会等で周知 ⑥該当なし ⑦甌島地域における介護保険サービスの利用者負担の均衡のため必要と思われる。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域間格差を埋める公益性を持っている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	甌島地域には、訪問系サービスの基盤整備不足という地域間格差のハンディを埋める為の補助である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	地域間格差を埋めるため有効な事業である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	サービス費用の1割は本人が事業所へ負担する事となる。その際、利用促進事業額を減額して徴収することで事務の負担軽減につながる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	国の特別対策事業及び旧川内市・入来町で単独減免としていた利用者負担額6割を参考として率の設定を行っている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	甌島地域の基盤整備状況を勘案し再考の必要が出てくる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	介護保険法に基づき実施されている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金交付が最も適当な政策手段であると考ええる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	地域間格差是正の為に公費を充てる必要がある。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 甌島地域における居宅サービス基盤整備不足を補うため
結果	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 現行のまま実施する。

甌島地域訪問介護利用促進事業について

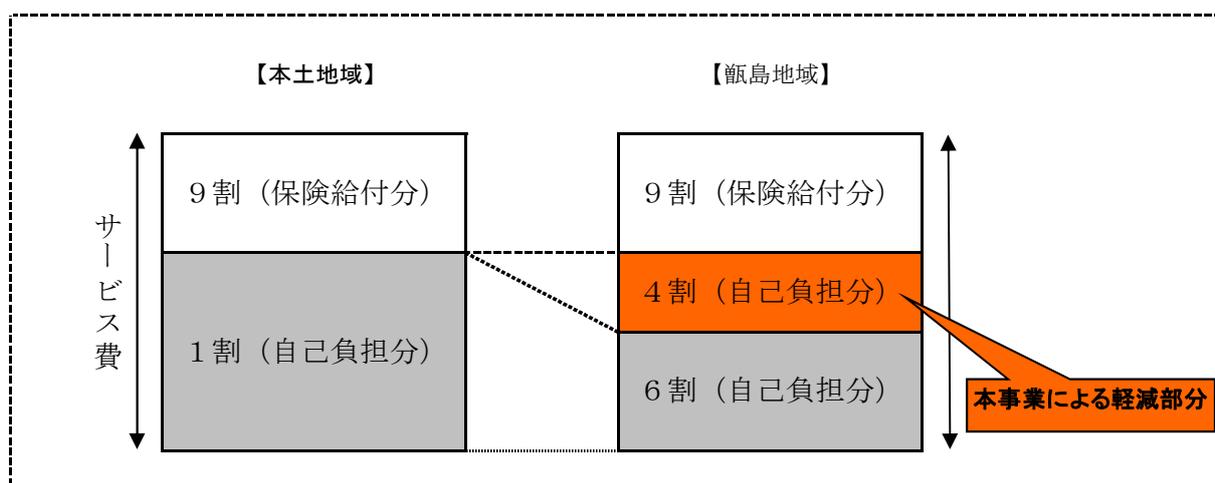
1. 目的

甌島地域における居宅介護サービスは基盤整備が進んでおらず、訪問系介護サービスは、種類が少ない。（訪問介護及び訪問看護のみ）

このため、利用者負担の軽減により訪問系介護サービスの利用回数が増えることで住み慣れた地域での生活維持を図ることを目的とする。

2. 軽減内容

甌島地域に所在する事業所から介護サービスを利用する際、自己負担部分（10%）のうち、4%部分を補助するものである。



3. 軽減対象者

甌島地域における訪問介護サービス（助成対象サービス）を利用する本市の要介護（要支援）認定者。（生活保護者、給付制限対象者は除く。）

4. 軽減対象サービス

介護保険法に基づき、甌島地域に所在する事業所より提供される訪問介護・訪問看護（いずれも介護予防を含む）サービス。

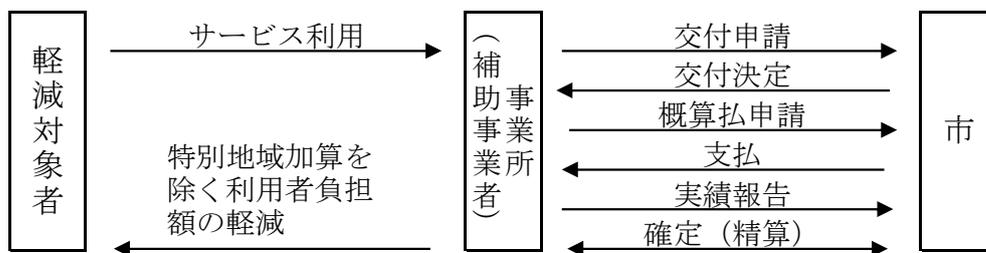
【軽減対象サービス提供事業所】

サービス種目	事業所名	住所	電話
訪問介護	社会福祉協議会上甑支所訪問介護事業所	里町里1900-2	09969-3-2880
	社会福祉協議会甑島敬老園訪問介護事業所	下甑町長浜1185-2	09969-5-1752
訪問看護	甑島指定訪問看護ステーション	里町里1900-2	09969-3-2880

5. 補助金交付の流れ

当該事業の補助金交付対象者は、前述した「軽減対象サービス提供事業所」となる。対象サービスを利用された際、特別地域加算に相当する利用者負担額とは別に、通常の自己負担額（10%）のうち、4%を利用者から徴収せず、提供事業所がその軽減相当額を補助金として交付を受ける流れとなる。

【 補助金交付の流れ 】



6. 事業開始日

平成23年4月1日とする。（平成23年4月利用分から対象となる。）

甌島地域訪問介護利用促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる甌島地域訪問介護利用促進事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「離島地域」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された本市の離島振興対策実施地域をいう。

2 この要領において「対象サービス」とは、次の各号に掲げるサービスとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
- (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護
- (4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション
- (5) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護
- (6) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護
- (7) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護
- (8) 法第8条の2第5項に規定する介護予防訪問リハビリテーション

3 この要領において「利用者負担額」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定した費用の額（その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。）から、法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費又は法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額を控除した額をいう。

(補助事業等の要件)

第3条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金に係る補助事業等は、甌島地域における介護保険サービスの利用者負担の均衡と利用促進に資するものでなければならない。

(補助金の交付対象者)

第4条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の交付対象となる者は、甌島地域に所在し対象サービスを提供する事業所で、甌島地域訪問介護利用促進事業を実施しようとする介護保険サービス提供事業所とする。

(補助金の額)

第5条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の額は、次条に定める額のうち利用者から徴しなかった軽減相当額とする。

(補助対象経費)

第6条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金は、本市の介護保険被保険者に対象サービスを提供した際にかかる利用者負担額から、特別地域加算を控除した後の利用者負担額のうち10分の4について交付する。ただし、薩摩川内市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱により軽減を受けている場合は、当該軽減相当額も併せて控除した額について交付する。

(交付の申請)

第7条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

2 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 実施計画書(様式第1号)

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第8条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第3条の要件を満たさない場合

(2) 生活保護の被保護者、介護保険料の滞納による支払方法の変更又は給付額の減額になっている者が対象サービスを利用する場合

(3) 前各号に掲げる場合のほか、当該申請者に甌島地域訪問介護利用促進事業補助金を交付することが適当でないとして認められる場合

(実績報告)

第9条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 実績報告書(様式第1号)

(2) 実績明細書(様式第2号)

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第10条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 当該補助事業等の利用者に係る利用日数・回数

(2) 当該補助事業等の利用者に係る介護度の推移

(補助事業者等の責務)

第11条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の介護保険事業の推進に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定

める。

附 則

- 1 この要領は，平成23年4月1日から施行する。
- 2 甑島地域訪問介護利用促進事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては，平成25年度において検討を行い，その結果に基づいて平成26年度において所要の措置を講ずるものとする。